

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	保険契約の解約返戻金がないことを記載した書面の交付義務緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>当該保険契約の保険募集に際して解約返戻金がないことを保険契約者に説明するための方法としては、現状、「書面の交付」のみに限定されている。</p> <p>一方、昨今のインターネット環境の普及に伴い、インターネットを活用した保険契約申込手段の提供を通じて、消費者の利便性に大きく貢献している。</p> <p>しかしながら、当該保険契約においては書面交付が必須であることから、インターネットによる保険募集を行う場合であっても、インターネットのみでは申込みが完結せず、郵送等による書面のやり取りが一定発生することから、現在の規制はインターネット申し込みの利便性を阻害する要因となっている。</p> <p>当該説明の必要性を法的に措置しておくことを否定するものではないが、その方法を「書面の交付」に限定せず、この規制を緩和して電磁的方法による提供を可能とし、消費者利便の向上を図るべきである。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	保険業法第100条の2に基づく内閣府令第53条第1項第3号および同条第2項
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	保険料の計算に際して予定解約率を用い、かつ保険契約の解約返戻金を支払わないことを約した保険契約（以下「当該保険契約」という。）の保険募集に際して、解約返戻金がないことを保険契約者に説明するための方法は「書面の交付」に限定されているが、これを緩和し、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるようにすべきである。